四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で千九百九十五億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　二千百十四億千七百七十一万七千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年十一月七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\left(1+\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}-\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{100}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×（各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限　額面金額百円につき百円

十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年十一月二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年十一月二日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　日本銀行

十八　元利金支払場所　財務大臣から通知を受けた者

十九　入札参加者　平成二十八年十一月七日

二十　払込期日　（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二年）（第三百五十八回）	○・一％	平成二十九年十一月十五日	二百二十九億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十四回）	一・四％	平成三十年三月二十日	三十億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十七回）	一・三％	平成三十年六月二十日	二億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十八回）	一・三％	平成三十年十二月二十日	三十億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）	一・三％	平成三十一年三月二十日	二十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百一回）	一・五％	平成三十一年六月二十日	百九十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百二回）	一・四％	平成三十一年六月二十日	二百十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百三回）	一・四％	平成三十一年九月二十日	九十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百四回）	一・三％	平成三十一年九月二十日	二百二十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百八回）	一・三％	平成三十二年六月二十日	三十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百十五回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	百六十七億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・一％	平成三十三年六月二十日	二十八億円
利付国庫債券（二十年）（第四十五回）	二・四％	平成三十二年三月二十日	三十八億円
利付国庫債券（二十年）（第四十九回）	二・一％	平成三十三年三月二十二日	三百億円
利付国庫債券（二十年）（第五十一回）	二・○％	平成三十三年六月二十一日	三百十三億円

○財務省告示第三百五十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十八年十一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第七十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で四百三十三億五千三百八十六万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十八年十一月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円